

橋本公民館他 2 5 館自動体外式除細動器貸借契約（長期継続契約） 仕様書

本仕様書は、自動体外式除細動器（以下、「A E D」という。）の貸借にかかる仕様等について定める。なお、以下に特に定めのないものは、賃借人の承認又は指示を受けるものとする。

1 契約件名

橋本公民館他 2 5 館自動体外式除細動器貸借契約（長期継続契約）

2 調達物品構成

次に掲げる調達物品をもって「1 セット」とする。なお、全て新品のものとする。

- | | | |
|-----|--------------|-----|
| (1) | A E D 本体 | 1 台 |
| (2) | バッテリー | 1 個 |
| (3) | 電極パッド | 2 組 |
| (4) | キャリングケース | 1 個 |
| (5) | 救急セット | 1 個 |
| (6) | リモート監視端末 | 1 台 |
| (7) | 設置表示ステッカー | 2 枚 |
| (8) | 取扱説明書（日本語表記） | 1 部 |

3 納入場所

別紙のとおり。1 か所につき 1 セットを納入すること。

4 貸借期間

令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日まで（5 年間長期継続契約）

5 機器使用開始日

令和 8 年 1 0 月 1 日

6 具体的要件

(1) 前提要件

ア 本調達機器のうち、医薬品医療機器等法に基づく承認が必要な医療機器については、医療機器承認番号を付され、入札時点で製品化されていること。

イ J R C（日本蘇生協議会 日本版）ガイドライン 2 0 2 0 に準拠していること。

なお、同ガイドラインが 2 0 2 5 に改定されたことから、物品の変更・調整等の必要が生じた際は、賃借人と協議の上、対応すること。

ウ 設置した機器について、動産総合保険に加入又は同等以上の保障を行うこと。

エ 故障等の不具合が生じた場合は、賃貸人もしくは賃貸人が指定する業者にて交換等速やかに

対応し、解決すること。なお、その際の費用負担は、賃借人に過失のある場合を除き、賃貸人の負担とすること。

オ 操作方法及び故障等の不具合における公民館からの問い合わせに対応できる担当（窓口）を設置すること。

（２）動作環境

ア AED本体は対振動性及び防滴性を有すること。

イ 外気温度が摂氏－５℃から５０℃程度においても動作状態を保てること。

（３）使用に関する要件

ア 動作が簡易であること。

イ AED本体に液晶画面を搭載し、イラストと文字にてガイダンスする機能を有すること。

ウ CPRを含めたAEDの操作に際して、日本語音声ガイダンスによる機能を有すること。

エ 画面表示と音声ガイドが連動し、完全に一致していること。

オ 電気ショックが必要であると判断した後に、傷病者の心電図波形が、電気ショックを与えるべきでない状態に変化した場合、AEDが電気ショックをキャンセルする機能を有すること。

カ 電極パッドを装着した傷病者の心電図波形情報をAED本体が記憶して、そのデータを取り出すことが可能なこと。賃借人がデータの取り出しが必要と認めた場合、賃貸人もしくは賃貸人の指定する業者は現地にてデータを抽出し賃借人に提出するものとする。

キ 耳の不自由な人でも使えるよう『耳マーク』を取得していること。

（４）電極パッド（以下「パッド」という）

ア 小学生から大人・未就学児共通用パッドであること。

イ 待機状態において、１組が本体に接続されていること。

ウ 使用期限が納品時で概ね２２か月以上あること。

（５）バッテリー

ア 有効期限が、納品時から待機状態で概ね４６か月以上あること。

イ 有効期限内においては、最低１００回以上の除細動を行えること。

ウ 充電式バッテリー及び外付けバッテリーは不可とする。

（６）セルフテスト

ア AEDが自動的にAED本体、パッド及びバッテリー等について、本来の機能が保たれていることを毎日確認する（以下、「セルフテスト」という。）機能を有すること。

イ セルフテストの結果、本来の機能が損なわれているとき、ブザー音及びインジケーターにより、確認可能であること。

（７）リモート監視システム

ア 個々のAEDの日常点検の結果、電極パッドの使用期限、バッテリーの残量をウェブサイト上で確認できる機能を有し、異常時及び消耗品の使用期限・有効期限に到達する前に登録したメールアドレスに情報を送信できること。

イ AED本体の内部時計の時刻を定期的にかつ自動で補正する機能を有していること。

（８）消耗品（パッド及びバッテリー）の管理

ア 有効期限及び交換年月の記載があること。

イ 契約期間において、各消耗品の有効期限に伴う定期的な交換及び使用・破損に伴う交換は、賃貸人が対応すること。ただし、賃借人に過失がある場合はこの限りではない。

7 その他

- (1) 納品については各公民館へ対面での引き渡しとし、納入場所の担当職員等に取り扱い説明、注意事項等について助言指導を行うこと。
- (2) 原則、梱包材は引き取ること。
- (3) 契約期間満了後は、賃貸人がAEDを回収すること。
- (4) その他、詳細に関しては賃借人の指示を受けること。

以 上